別紙２

収納事務仕様書

１．　図書館資料の複写に係る費用を徴収し、領収書を発行すること。
複写の費用は、複写 1 枚（最大用紙は、日本工業規格 A3 判とする。）につきモノクロ 10 円、カラー80 円とする。

２．　貸出券の再交付に係る費用を徴収し、領収書を発行すること。
再交付の費用は、1 件につき 80 円とする。

３．　複写費用と貸出券再交付費用については、毎日別紙「料金台帳」に枚数や金額を記載し、合計金額が「釣銭チェック」と合っているか確認すること。

４．　現金による資料の弁償となった場合、資料相当分の弁償金を徴収し、領収書を発行すること。

５．　次の図書の代金を徴収し、領収書を発行すること。
別紙「頒布図書払出簿」に記載すること。

タイトル	単価	タイトル	単価
加賀市の歴史	1,000 円	加賀市史料（4）	2,000 円
加賀市史通史　上巻	6,000 円	加賀市史料（5）	2,000 円
加賀市史通史　下巻	6,000 円	加賀市史料（6）	2,000 円
加賀市史　資料編（1）	3,000 円	加賀市史料（7）	2,000 円
加賀市史　資料編（2）	3,000 円	加賀市史料（8）	2,000 円
加賀市史　資料編（3）	3,000 円	加賀市史料（9）	2,000 円
加賀市史　資料編（4）	3,000 円	加賀市史料（10）	2,000 円
加賀市史料（1）	1,500 円	聖藩文庫目録	2,000 円
加賀市史料（2）	1,500 円	山口記（聖藩文庫）	2,000 円
加賀市史料（3）	2,000 円	応仁記（聖藩文庫）	3,000 円

６．　中央館において、視聴覚ホールの使用料及び附属設備使用料を徴収し、領収書を発行すること。
視聴覚ホールの使用料は 1 時間当たり 390 円とする。
※使用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、30 分未満は切り捨て、30 分以上は 1 時間に切り上げて使用料を計算する。
附属設備使用料は次の表のとおり。

品名	単位	金額
ピアノ	1 日 1 台	1,220 円
固定式 16 ミリ映写機	1 日 1 台	1,220 円

固定式スライド映写機	1日1台	610円
ビデオプロジェクター	1日一式	1,220円

７．　毎日それぞれ徴収した金額を突合し、加賀市に報告すること。

８．　山中館の徴収金は週に1度、市の連絡便にて中央館へ送付すること。

※料金受取の際に適格請求書（インボイス）を求められた場合には、加賀市の適格請求書発行事業者番号が記載されている領収書を発行すること。